

# 第2次千葉県特別支援教育推進基本計画

素案（平成27年7月時点）

平成28年3月策定予定  
千葉県教育委員会

# 目次

はじめに	.....
第1章 計画策定について	.....
1 策定の趣旨	.....
2 計画の性格	.....
3 計画期間	.....
第2章 千葉県の特別支援教育の目指す姿	.....
第1節 千葉県の特別支援教育の現状	.....
第2節 第1次計画策定後の特別支援教育に関する動向	.....
第3節 第1次計画の取組の評価と今後の課題	.....
第設 千葉県の特別支援教育の基本的考えと目指す姿	.....
第3章 取組の方針と具体的な取組	.....
第1節 取組の基本方針	.....
第2節 施策と取組の方向性	.....
I 早期からの教育相談と支援体制の充実	.....
1 教育相談・支援体制の一層の充実	.....
2 適切な就学の相談支援の充実	.....
II 連続性のある多様な学びの場の支援と充実	.....
1 地域で共に学び育つ教育の推進	.....
2 合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進	.....
3 学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実	.....
4 高等学校における特別支援教育の充実	.....
5 ICTを活用した教育の推進	.....
6 特別支援学校が有する多様な機能の活用	.....
7 様々な困難を抱える子どもへの支援の充実	.....
III 特別支援学校の整備と機能の充実	.....
1 特別支援学校の計画的な整備	.....
2 障害特性に応じた施設・設備の計画的な整備	.....
3 特別支援学校が有する多様な機能の充実	.....
IV 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実	.....
1 キャリア教育と職業教育の充実	.....
2 障害のある生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの構築	.....
3 障害のある人の雇用とキャリアアップシステムの構築	.....
4 障害者への学びの支援	.....

V	特別支援教育に関する教員の専門性の向上	.....
1	特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進	.....
2	特別支援教育に関する研修の充実	.....
3	異校種間の計画的な人事交流の推進	.....

第4章	計画推進体制と進行管理	.....
第1節	推進体制	.....
第2節	進行管理の体制	.....
第3節	点検・評価	.....

**関係資料**

- 計画策定までの経緯
- パブリックコメントや関係機関等の主な意見
- 関係法令、関連条例、関係報告、関係施策等の抜粋
- 策定に関わった方々、根拠要綱等
- 用語解説

## 1 特別支援教育推進の意義

障害者の権利擁護、差別解消などの取組は、「国際障害者年」など、国連が中心となって様々な議決を行い、国際的な影響を与えてきました。また、2008年（平成20年）に発効した障害者権利条約により、我が国もその理念の実現に向けた、様々な障害施策が推進されてきました。

障害者のあらゆる人権と基本的自由の実現を目指すこの条約の理念は、我が国が目指す「共生社会」の考え方と共通するものです。

文部科学省は、平成18年6月に「学校教育法の一部を改正する法律」を成立させ、平成19年4月から施行するとともに、同年4月1日付けで、文部科学省初等中等教育局長が、特別支援教育の理念を含む、今後の推進の在り方について通知を出しました。そこでは、我が国が目指す共生社会の形成を図る上で、特別支援教育はその基礎をなすものとして明記されています。

共生社会においては、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることが無く、相互に人格と個性を尊重しあう姿が求められます。そこに至るまでには、障害のない者が、障害のある人に対する理解を深めていく必要があります。また、障害のある人も、その持てる能力や可能性を發揮して、自立し社会参加するための力を養っていくことも必要です。

それら、理解を深めることや、力を發揮していくことは、教育の分野でも力強く実践されなければならない、まさに特別支援教育の推進こそ、その役目を果たすことのできる最も効果的な方法と言えます。

千葉県で学び育つ子どもたちが将来において、地域社会で、あるいは国際社会の中で、相互に人格と個性を尊重しあえる豊かな感性を持ち、その力を發揮していく人材として育む上で、特別支援教育の推進・充実、極めて重要なものと言えます。

## 2 策定の趣旨

千葉県では、ライフステージに応じた適切な支援の充実を図り、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加の実現を目指すために、本県の特別支援教育の総合的な基本計画である「千葉県特別支援教育推進基本計画（以下「第1次推進基本計画」とする）を、平成19年度に策定し推進してきました。

この計画の策定により、千葉県の特別支援教育の推進・充実については一定の成果を見ることができました。しかし、一方では、今後のわが国が目指す「共生社会」の実現に向け、障害のある子どももいない子どもも共に学ぶ場や機会の充実を図ること、一人一人の教育的ニーズに対応するために連続性のある多様な学びの場の充実を図ること、相談・支援体制の充実、特別支援教育に関する教職員の専門性の向上を図ること、連携の充実に必要な地域の教育的資源の有効な活用を図ることなど、

引き続き継続・発展させていくべき課題も多くあります。

第1次推進基本計画に示した本県特別支援教育推進の考え方を引き継ぐとともに、これまでの取組で得られた成果を踏まえるとともに、新たな課題への対応を含め、本県の特別支援教育の一層の充実を図るため、「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定することとしました。

### 3 計画の性格

この計画は、千葉県の特別支援教育が目指す姿を実現していくための、その推進に必要な取組を実践していくための指針や方策を体系的に示したもので、千葉県の特別支援教育に関する基本的かつ総合的計画です。

また、千葉県教育の基本計画である「第2期千葉県教育振興基本計画（平成27年度～31年度）」のもとで、特別支援教育に関する個別かつ具体的な計画としての性格を有する計画です。

さらに、5年後、10年後の千葉県の特別支援教育の目指す姿を踏まえた中・長期的な視点を持ちつつ、常に点検・評価・修正を行うなど機動性のある計画です。

なお、この計画は第1次推進基本計画に示した「本県の特別支援教育の基本的な考え方」を踏襲するとともに、その計画に基づく様々な考え方や取組を継承する計画です。

### 4 計画期間

第2次推進基本計画は、第2期千葉県教育振興基本計画の推進期間が平成27年度から31年度であることを踏まえ、平成28年度から31年度までの4年間です。

平成32年度以降は、その4年間の実績を踏まえるとともに、社会の動向や、県総合計画や教育振興基本計画等の策定状況を踏まえながら、第3次計画策定を視野に入れつつ、千葉県の特別支援教育の一層の充実・発展を目指していきます。

## 第1節 本県の特例支援教育の現状

### 1 障害者施策に関する内外の動向

#### (1) 国際社会の動き

- 第二次世界大戦後、国際連合（以下「国連」という。）は障害者施策の推進に係る議決や行動計画を幾度も行い、国際的な影響を与えるとともに、ノーマライゼーションの進展に大きく影響をもたらしました。
- 障害者の人権及び基本的自由を保護し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」）が、平成18年12月に、国連総会で採択され、平成20年5月に発効しました。我が国は、本条約の起草段階から積極的に参加するとともに、障害当事者のための条約づくりを目指し、平成19年9月にこの条約に署名、平成26年1月に批准しました。
- 我が国がこの条約を締結したことで、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化していくものと思われます。

#### 障害者権利条約とは

障害者権利条約は、前文と50の条文及び末文で構成され、およそ以下のような内容が示されています。

#### この条約は

- ①障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包括等を一般原則とし、
- ②障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進するための措置を締結国がとること等を定めている。また、
- ③この条約の効果的な実施を確保するために、締結国が国内における実施を監視するための枠組みを維持し、強化し、指定し、又は設置すること、
- ④締結国が選出する委員から構成される障害者の権利に関する委員会を設置すること等について定めている。

「平成26年度障害者白書」（内閣府）より引用

#### (2) 国内の動き

- 我が国の障害者の自立と社会参加を目指す取組は、国際社会の動きと呼応する形で進展してきました。平成15年度から24年度を期間とする「障害者基本計画」（「第2次計画」）が閣議決定されました。この計画では、第1次計画の理念である「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を継承するとともに、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の下に、障害のある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合う社会の実現を目指しました。

## 第2章 千葉県の特例支援教育の目指す姿

- また、障害のある人を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応し、障害のある人の自立と社会参加の一層の促進を図るため、平成16年に「障害者基本法」の改正がありました。この改正では、基本的理念として障害を理由とする差別の禁止や、障害の日を障害者週間に改めることなどとともに、「教育における相互理解の促進」が改正点として示されました。
- 更に、この障害者基本法は平成23年に改正があり、障害を理由とする差別の禁止に関し、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれるとともに、教育に関しては同法第16条に規定され、障害のある子どもとない子どもとが共に学ぶことや、相互理解を促進すること、またそれに必要な環境整備に関する義務が示され、共生社会の実現に向けて教育の果たす役割が明示されました。

### 障害者基本法（部分）

#### 第2章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策 （教育）

- 第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
  - 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。
  - 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

- さらに、インクルーシブ教育システム構築という、障害者権利条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方について、平成24年に、中央教育審議会が「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」をまとめました。
- そして、その提言を踏まえ、平成25年には、障害のある児童生徒等の就学の手続きについて、特別支援学校への就学を原則としたこれまでの仕組みを改め、市町村の教育委員会が、障害の状態、必要とする教育上の支援内容、体制整備の状況、その他の事情を勘案して総合的な観点から就学先を決定するとして、学校教育法施行令の改正を行いました。

## 2 本県の特例支援教育の取組の現状

### (1) 相談・支援体制について

- 平成19年に改正学校教育法が施行され、我が国の教育に特別支援教育が位置づけられました。これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校

## 第2章 千葉県の特別支援教育の目指す姿

において実施されるものとなりました。

- 幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点、一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び支援についてどのように対応していけばよいか、特別支援教育に関して専門的な機能を有する教育センターや特別支援学校に相談するケースが増加しています。また、そうした相談に十分対応していくための体制の充実にも努めてきました。
- 千葉県総合教育センター特別支援教育部では、障害のある（あるかもしれない）幼児児童生徒への支援に関する様々な相談に対応してきました。相談件数については、特別支援学校が地域の特別支援教育に関するセンターとしての役割をはたすようになった平成19年度以降減少傾向にありますが、相談件数の中で、集団生活の場で困難な状況を生じやすいLD、ADHD、高機能自閉症等の障害に関する相談内容の割合が高くなっています。
- 特別支援学校は、特別支援教育に関するセンターとしての役割を果たすことが法的にも位置付けられており、地域の保護者や学校に対して、学校が有する専門性の提供に努め、学校で行う研修会への参加の呼び掛けの案内、研修会講師としての人材派遣、教育相談などに積極的に取り組んでいます。

千葉県総合教育センター特別支援教育部の来所相談における  
LD、ADHD、高機能自閉症等の年度別相談件数

相談の対象	相談件数の合計	LD等の相談件数	LD等の相談件数の割合(%)
H24年度	158件	117件	74.1%
H25年度	134件	106件	79.1%
H26年度	110件	79件	71.8%

県立特別支援学校が障害のある（あると思われる）幼児児童生徒について  
対応した教育相談のべ回数

相談の対象	就学前	小学校	中学校	高等学校	大学等 ※	他の特別 支援学校	自校の 卒業生	小計
H24年度	2,339	1,509	652	137	79	149	440	5,305
H25年度	2,601	1,806	749	387	89	258	162	6,035
H26年度	2,797	1,487	909	130	173	30	503	6,029

※1 調査期間 毎年4月1日から翌年1月の調査時まで

※2 大学等は、大学、短期大学、専門学校等

※3 特別支援学校の相談回数の種類は電話相談、来校による相談、巡回による相談、メール等による相談 など

県立特別支援学校が要請に応じて相談や研修会講師派遣に対応したのべ回数

要請内容	教員からの 相談	研修会等 講師派遣	教材等 の貸出	検査等の 依頼	個別の指 導計画等 作成相談	その他	小計
H24年度	3,513	242	42	348	28	243	4,416
H25年度	3,467	226	48	378	36	332	4,487
H26年度	3,744	281	57	360	43	140	4,625

※大学等は、大学、短期大学、専門学校等をさす。

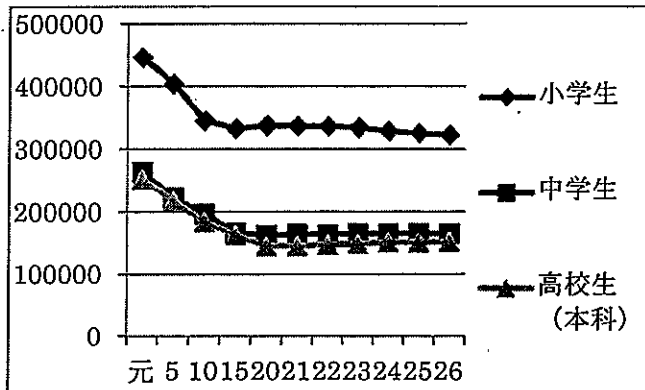
※その他は、メールや手紙など。



## 第2章 千葉県の特別支援教育の目指す姿

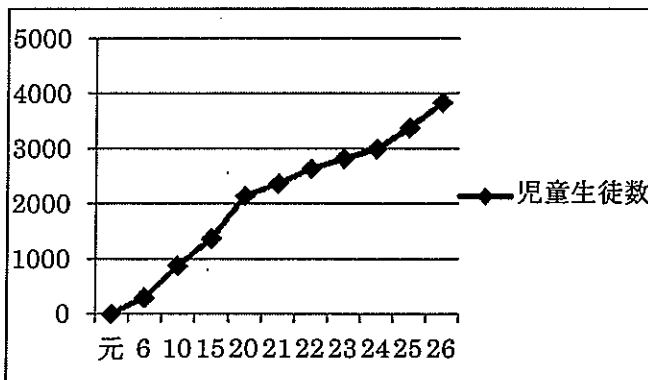
### (2) 児童生徒数について

千葉県の児童・生徒数の推移



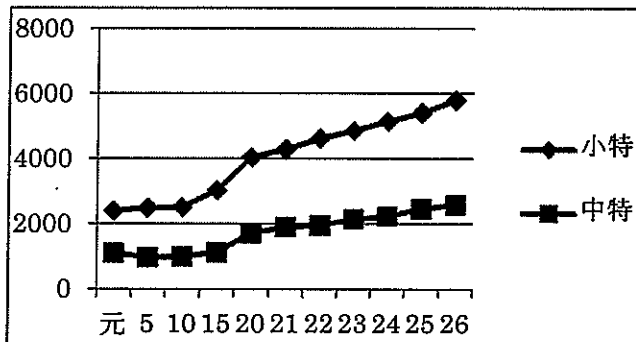
○本県の児童生徒数は、県の人口減少や少子化の影響により減少傾向にあり、その傾向は今後も続くものと予想されています。従って、小・中学校及び高等学校に在籍する児童生徒も減少傾向にあります。

通級による指導を受けている児童生徒数



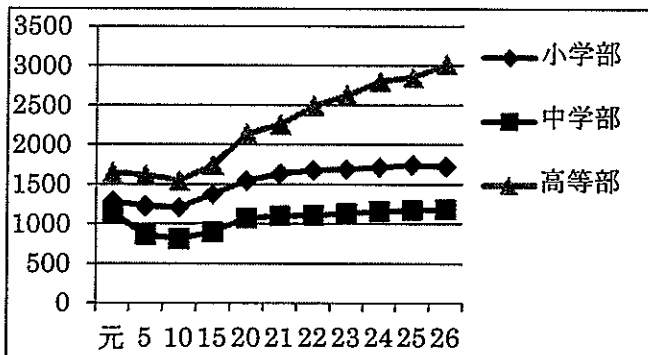
○小・中学校に在籍する障害の有る児童生徒は、障害の程度に応じて特別の教育課程による教育、即ち「通級による指導」を受けることができます。この制度は平成5年から始まり、平成18年には学校教育法施行規則の一部が改正され、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症などの発達障害のある児童生徒も通級による指導の対象となりました。通級による指導の対象者は急増しています。10年前と比較すると約2.5倍の増加となっています。

公立小・中学校の特別支援学級の児童生徒数



○特別支援学級の児童生徒数も急増しています。10年前と比較すると、約2倍弱の増加となっています。学級数は、知的障害や自閉症・情緒障害の特別支援学級が増えています。

公立特別支援学校の児童生徒数



○特別支援学校の児童生徒数は10年前と比較すると、約1.3倍の増加です。特に高等部の生徒数の増加が著しいです。特別支援学校では小学部・中学部は、児童生徒6人で1学級、高等部は、生徒8人で1学級、障害を併せ有する重複障害は児童生徒3人で1学級を学級編成の基準としており、教室不足など施設設備面の狭隘化が続いています。

## 第2章 千葉県の特別支援教育の目指す姿

### (3) 学びを支える状況について

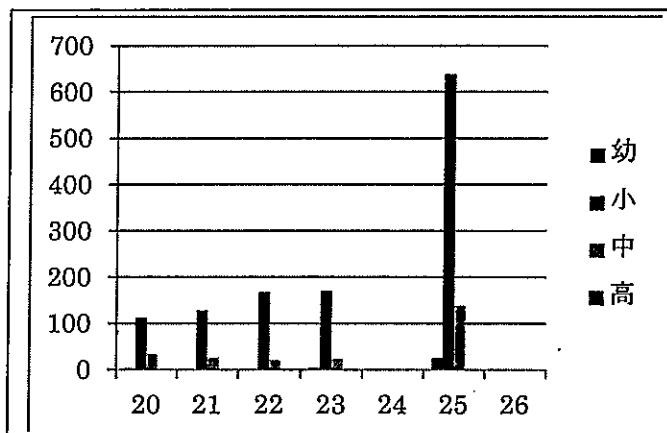
#### 【障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ状況】

○千葉県では、交流及び共同学習を「千葉県学校教育指導の指針」に示すとともに、「千葉県総合計画」や「千葉県教育振興基本計画」等に位置付け、障害のある子どもと障害のない子どもの相互の理解や、障害のある子どもが地域で学ぶことを積極的に推進しています。

○小・中学校では、通常の学級と特別支援学級とが積極的に交流及び共同学習を行っています。交流及び共同学習の形態としては、特別支援学級の児童生徒個人が通常学級の集団に参加する形や、特別支援学級と通常の学級が互いに参加し合う形により実施されています。交流及び共同学習の相手や活動場面により、工夫しながら実施されています。

○特別支援学校では「居住地校交流」という名称で、特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地の小・中学校において交流及び共同学習を行うなど、地域で共に学ぶ取組を推進しています。

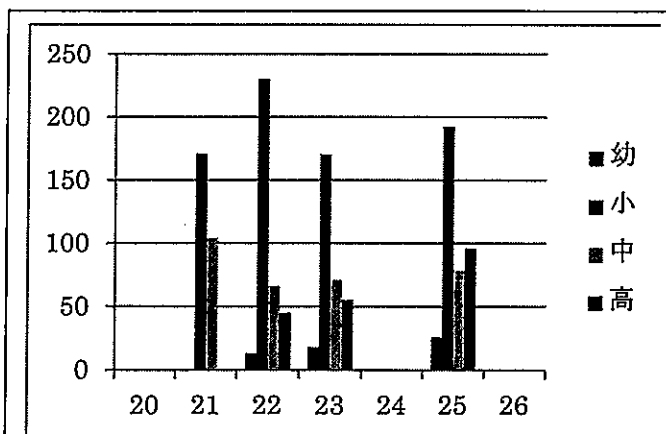
県立特別支援学校における居住地校交流及び学校間交流の取組状況



#### 主な活動

- 音楽や体育等での交流又は共同学習
- 学校行事への参加
- 地域行事への協働参加 等

県立特別支援学校における学校間交流の取組状況



#### 主な活動

- 交流会
- 児童会・生徒会同士の交流
- 遠足の目的地でのレクリエーション
- 手紙やビデオによる交流 等

#### 【一人一人の教育的ニーズに応える取組の状況】

○一人一人の教育的ニーズに応じた的確な指導・支援を行う上で、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成は重要です。県教育委員会では、作成のための資料集や手

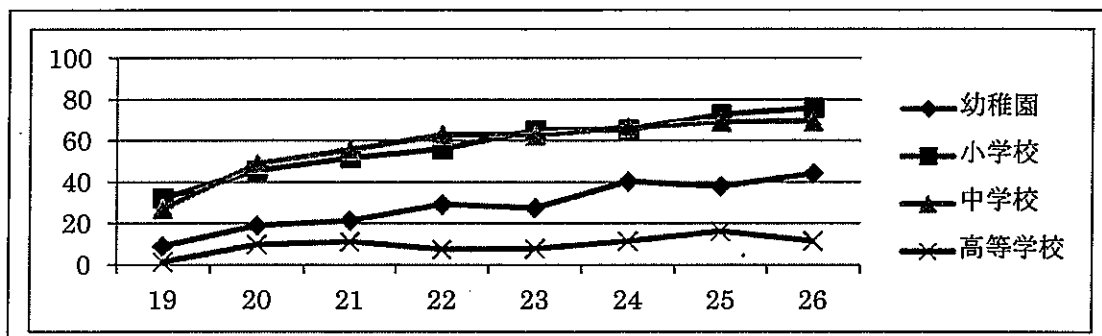
## 第2章 千葉県の特別支援教育の目指す姿

引きなどを作成し、様々な研修の機会をとおして計画作成の意義の理解・啓発に努めました。作成率は、年々高くなってきています。

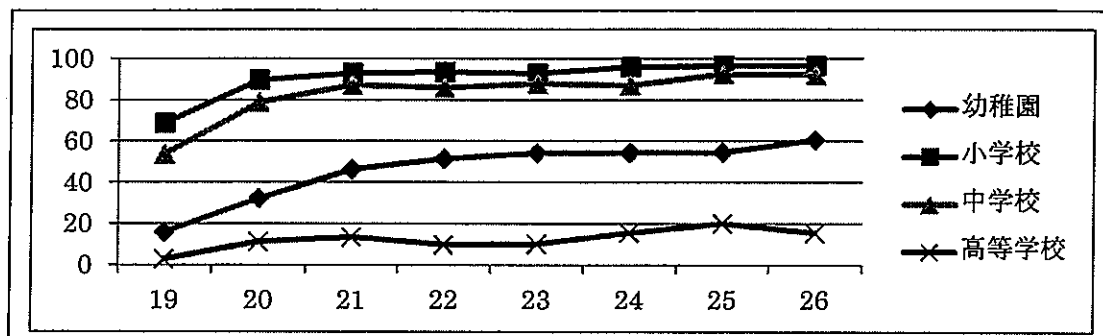
○特別支援教育を推進していく上で、一人一人の教育的ニーズを把握し、校内の支援体制を構築し、また関係機関との連携を図り、最も適切な支援につなげていく特別支援教育コーディネーターの指名は重要です。千葉県では、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のいずれの学校種においても100%の指名となっています。

また、高等学校における特別支援教育の体制推進が課題であることから、高等学校で指名された特別支援教育コーディネーターの育成にも努めています。

個別の教育支援計画の作成率の推移



個別の指導計画の作成率の推移



### 【学校種別の体制整備状況】

幼稚園	校内委員会の設置	実態把握の実施	コーディネーター指名	個別の指導計画作成	個別の支援計画作成	巡回相談員の活用	専門家チームの活用	教員研修の受講状況
H24	68.4	97.1	73.5	54.4	40.4	69.1	47.1	84.9
H25	74.6	99.3	82.8	54.5	38.1	79.9	53.0	88.6
H26	78.3	98.4	86.0	60.5	44.2	72.9	51.9	87.0

小学校	校内委員会の設置	実態把握の実施	コーディネーター指名	個別の指導計画作成	個別の支援計画作成	巡回相談員の活用	専門家チームの活用	教員研修の受講状況
H24	100	98.5	100	96.0	65.4	81.4	43.8	83.4
H25	100	99.0	100	96.5	72.8	82.6	49.5	85.7
H26	100	99.4	100	96.6	76.0	82.1	48.8	88.9

第2章 千葉県の特例支援教育の目指す姿

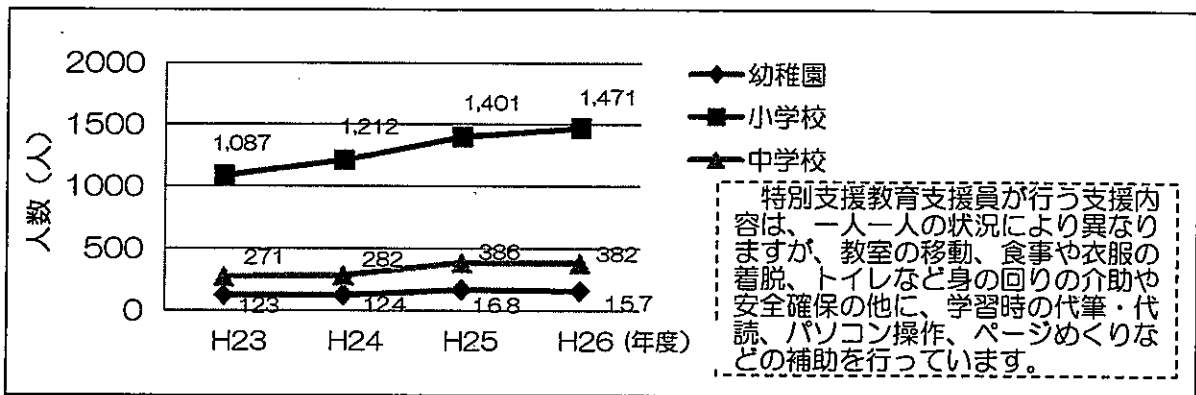
中学校	校内委員会の設置	実態把握の実施	コーディネーター指名	個別の指導計画作成	個別の支援計画作成	巡回相談員の活用	専門家チームの活用	教員研修の受講状況
H24	100	97.2	100	87.1	66.6	66.6	39.0	75.6
H25	100	95.7	100	92.6	69.3	70.9	41.1	68.5
H26	100	98.2	100	92.3	69.6	75.5	43.9	77.5

高等学校	校内委員会の設置	実態把握の実施	コーディネーター指名	個別の指導計画作成	個別の支援計画作成	巡回相談員の活用	専門家チームの活用	教員研修の受講状況
H24	100	73.7	100	9.8	7.5	35.3	15.8	35.1
H25	100	99.2	100	20.2	16.3	24.0	17.8	64.5
H26	100	99.2	100	15.5	11.6	31.0	20.9	68.1

【外部人材を活用した取組の状況】

- 学校での学習や生活全般に支援を必要とする障害のある児童生徒を支援するために、市町村における特別支援教育支援員の配置を働きかけています。また、高等学校にも特別支援教育支援員を配置し、高等学校における支援の充実に努めています。
- 特別支援教育に関する高い専門性を有する20名の特別支援アドバイザーを県内5か所の教育事務所に配置し、公立の幼稚園、小・中学校、高等学校からの要請に応じて派遣しています。年間900件ほどの派遣要請があり、障害のある幼児児童生徒のニーズに応じた指導・支援の在り方等の助言・援助を行っています。アドバイザーの派遣は、派遣先から障害のある子の指導・支援について役立つと、高く評価されています。今後も派遣要請が増えていくことが予想されることから、効果的な活用を検討していく必要があります。
- 障害のある児童生徒の自立活動や社会自立に向けた学習に、優れた専門的知識を有する外部人材を講師として特別支援学校に配置・活用しています。作業療法や摂食指導などの分野や、職業指導に関する分野など、併せて97名（平成26年度）の人材を雇用しています。

幼稚園、小・中学校の特別支援教育支援員配置状況（平成23～26年度）



## 第2章 千葉県の特別支援教育の目指す姿

### 高等学校の特別支援教育支援員配置状況（平成24～27年度）

年度	24	25	26	27
配置校数	6	7	9	5
配置数（人）	8 (全日制6・定時制2)	9 (全日制6・定時制3)	11 (全日制7・定時制4)	5 (全日制2・定時制3)

### 特別支援アドバイザーの活用状況（派遣実績）

年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26
派遣先	幼稚園	53	54	55	59	41	52
	小学校	490	577	601	583	647	635
	中学校	103	136	152	144	170	180
	高等学校	4	10	7	9	12	26
	その他	19	16	15	12	12	11
合計		669	793	830	807	882	904

### 【様々な困難を抱える子どもたちへの支援】

- 医療的ケアが必要な児童生徒が、学校で安心して学習や生活ができるよう、対象となる特別支援学校に看護師を配置（平成26年度実施校20校、対象者169人、看護師49人配置）しています。また、修学旅行等における健康や安全を確保するため、医師や看護師の同行を行っています。
- 精神疾患、高次脳機能障害、行動障害などのある児童生徒について、これまで十分な支援体制がとられていませんでした。これらの困難を抱えている児童生徒やその保護者への適切な支援が必要となっています。
- また、入院など様々な事情で登校が困難な児童生徒の学習の機会を保障するため、訪問による指導を行っています。最近はICT機器を活用した指導の工夫が様々な形で試みられており、その効果が期待されています。
- 県内には寄宿舍を置く特別支援学校が7校あり、家庭と学校が遠距離である、将来の社会自立に向けて障害特性を踏まえた生活訓練が必要、などの困難や課題を有する児童生徒が利用しています。特別支援学校の児童生徒の重度・重複化を踏まえ、より適切な寄宿舍の在り方を検討していく必要があります。

### 医療的ケア実施体制の整備

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
実施校数	15校	18校	21校	20校	21校				
対象者数	96	100	114	119	132	135	155	169	166
配置看護師数	35人	46人	57人	58人	69人				

### 県立学校の修学旅行等における医療的ケア実施体制の整備

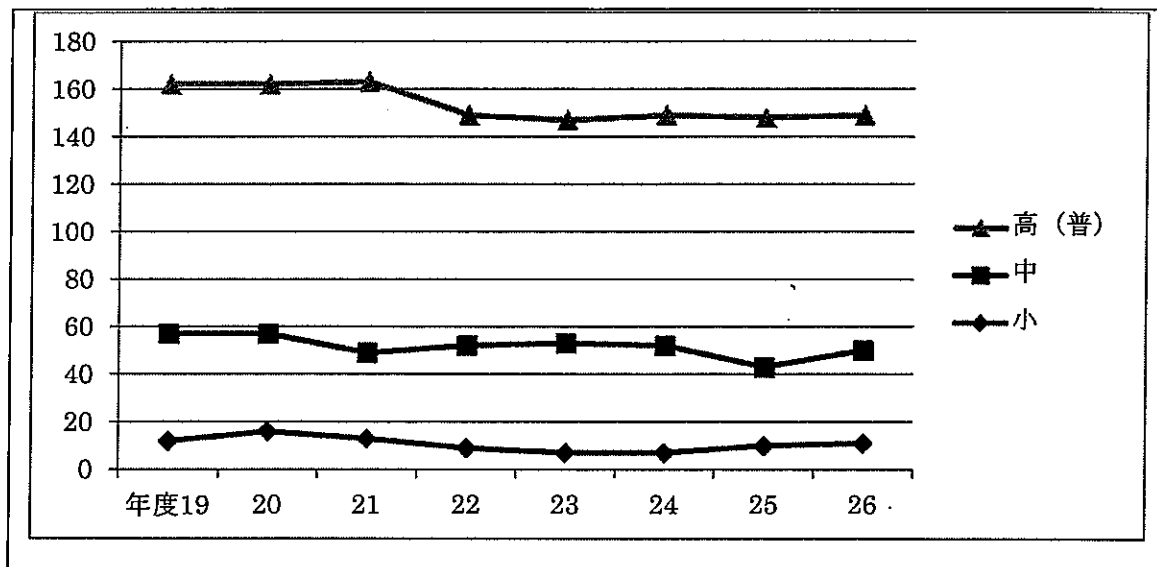
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
特別支援学校	15校	18校	21校	20校	21校				
高等学校									
対象者数									
配置看護師数	35人	46人	57人	58人	69人				

訪問教育の実施状況

公立特別支援学校 (単位：人)

年度	訪問教育実施校数	児童生徒数			訪問先区分					
		小中	高	計	家庭		病院		施設	
					小中	高	小中	高	小中	高
24	25	65	20	85	50	14	13	6	2	0
25	25	72	26	98	57	16	16	6	2	1
26	25	74	26	100	53	17	17	7	4	2
27	26	65	27	92	51	18	6	8	6	3

寄宿舎児童生徒数



(4) 特別支援学校の状況

○特別支援学校では児童生徒数の増加に対応するため、平成23年3月に「県立特別支援学校整備計画」を策定し、過密化と教室不足、及びスクールバスの長時間乗車などの課題に取り組んでいます。今後10年間を見据え、当面5年間を計画推進期間として、過密分と増加分を合わせ、約1,700人分の対応を進めています。

○また、スクールバスの長時間乗車の解消や、車椅子利用が可能なバスの配備など、障害のある児童生徒等の健康面で負担なく安全な通学に向けて努力しています。

○特別支援学校は、これまで培った専門性を基盤として、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たすべく、複数の障害に対応できる教育機能及び支援機能を有するように努めています。特に通級による指導については、平成13年度から実施している聴覚障害の通級指導教室の他に、平成21年度以降、視覚障害、病弱、肢体不自由と対応する障害種を増やし、支援を必要とする小・中学校の児童生徒のニーズへの対応を広げてきています。

今後も、障害のある児童・生徒が、特別支援学校の通級による指導を地域で利用できるようなしていく必要があります。

○特別支援学校の多くは、昭和54年の養護学校教育の義務制がスタートから昭和

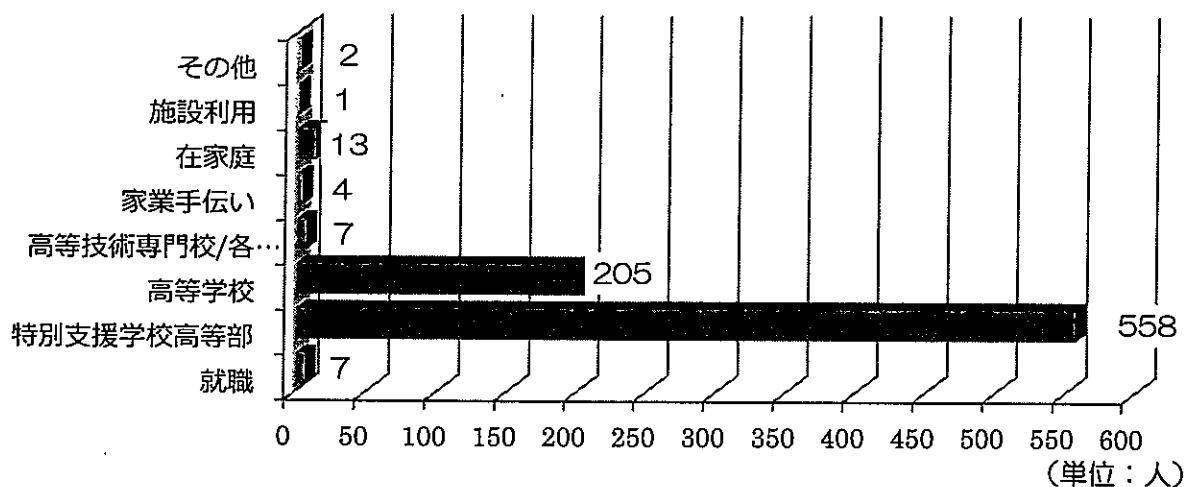
## 第2章 千葉県の特例支援教育の目指す姿

60年代にかけて設置されたため、学校の施設・設備の老朽化と狭隘化への対応が必要になっています。また、学校周辺の環境や社会生活に関する様々な規制の基準なども開校当時とは状況が異なり、通学路の安全確保、スクールバスの運行方法の変更など、学校運営の方法についても変更や改善が必要な状況があります

### (5) 自立と社会参加について

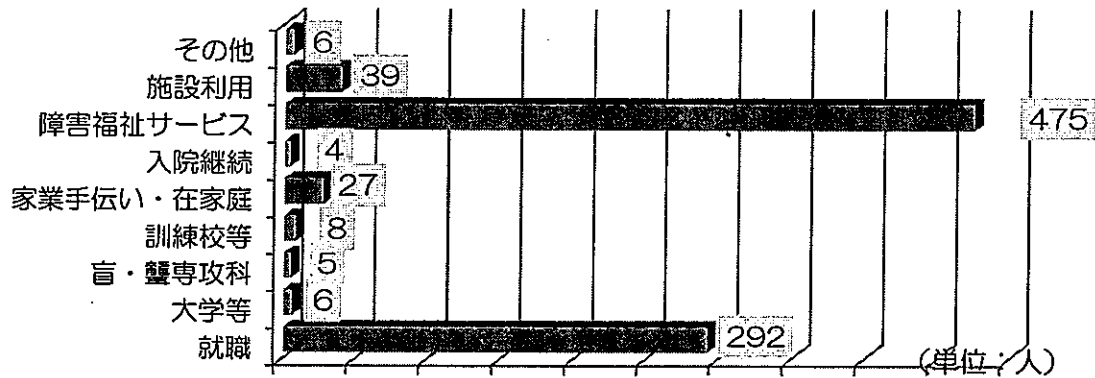
- 卒業後の社会生活の充実を図るため、在学中から医療機関や地域の福祉等の関係機関との連携を図っています。
- 特別支援学校では、就労を目指す高等部生徒への支援の充実を図るため、特別支援学校24校に25名の就労支援コーディネーターを指名（平成26年度）するとともに、就労支援のネットワークを構築して企業や関係機関との連携の強化に努めています。また、特別支援学校が培ってきた障害のある生徒への就労支援のスキルを高等学校に在学する障害のある生徒の進路指導等に役立てる取組も始まっています。
- また千葉県教育委員会では、特別支援学校の卒業生を含め、積極的な障害者雇用に努めています。平成26年度には、特別支援学校の卒業生を県立学校の嘱託技能員として55名雇用しました。
- 特別支援学校では、生徒が卒業後に地域社会と関わっていくことへの関心を高めたり、余暇利用の方法を学んだりするなど、将来、社会で自立した生活を送るための学習内容を教育課程に位置づけ取り組んでいます。また、多くの特別支援学校で卒業生を対象に同窓会等が組織され、余暇活動や生活相談などに対応しています。
- 千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターなどが開催する障害者向けの様々な行事（健康増進、仲間づくり、教養講座 等）も行われ、最近は年間2,000人を超える参加があります。

中学校特別支援学級卒業生の進路状況（平成26年5月1日現在）



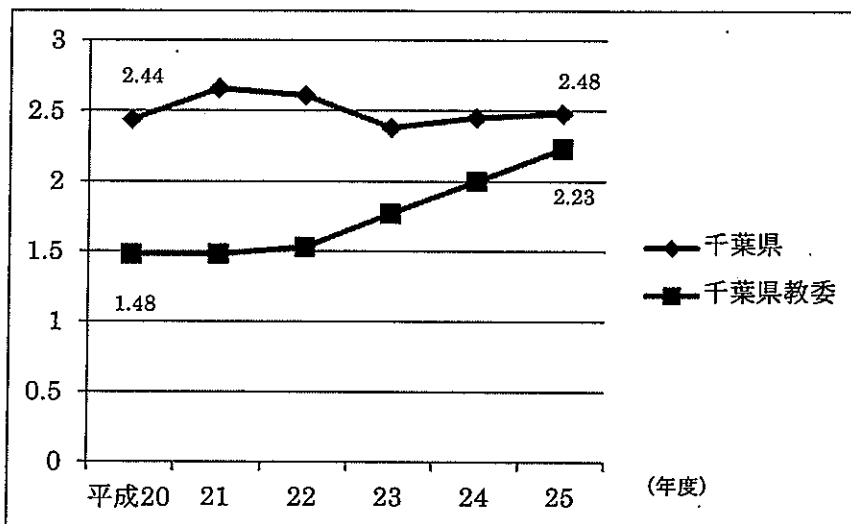
## 第2章 千葉県の特別支援教育の目指す姿

公立特別支援学校高等部卒業生の進路状況（平成26年5月1日現在）



千葉県教育委員会における障害者雇用率の推移

(%)



特別支援学校卒業生のうち、約55%が障害福祉サービスへの通所、約34%が就職となっています。

千葉県教育委員会では、障害者雇用推進プロジェクトチームを設置し、障害のある方の積極的な雇用に努めてきました。

平成25年度は、26人（政令算定数34.5人\*1）を採用し、法定雇用率2.2%を達成しています。

\* 政令算定数：重度身体障害者及び重度知的障害者は1人を2人としてカウントします。

県立学校の「学校技能員等嘱託職員」における障害者雇用の状況

年度	H22	H23	H24	H25	H26
雇用先	高等学校4校 特別支援学校4校	高等学校11校 特別支援学校4校	高等学校18校 特別支援学校7校	高等学校27校 特別支援学校10校	高等学校41校 特別支援学校13校
学校技能員(人)	8	16	26	34	49
調理員(人)	—	—	2	4	6

### (6) 人材育成について

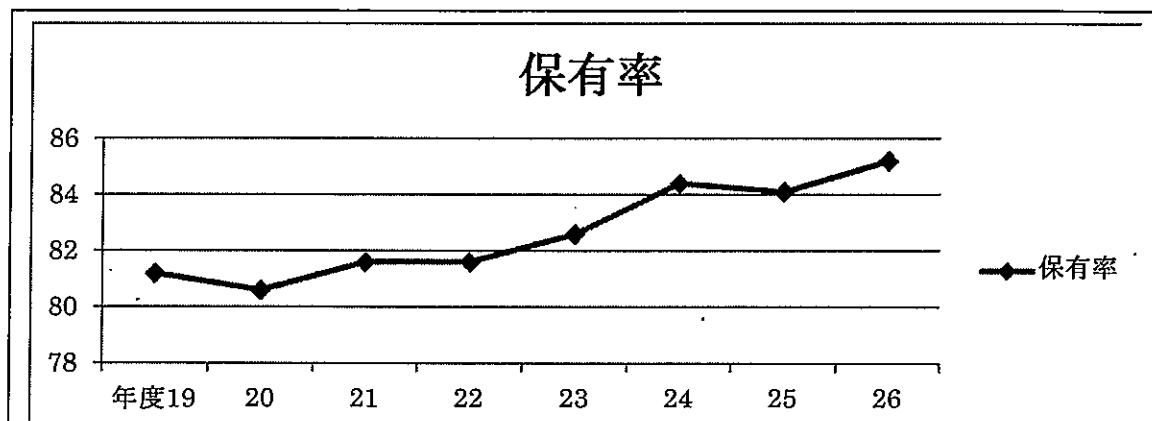
○特別支援教育が全ての学校で推進されるためには、全ての教員が特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を有することが重要であることから、学校や教員の研究・研修の機会の充実を図るとともに、「特別支援学校教諭免許状」の積極的な取得を働きかけています。



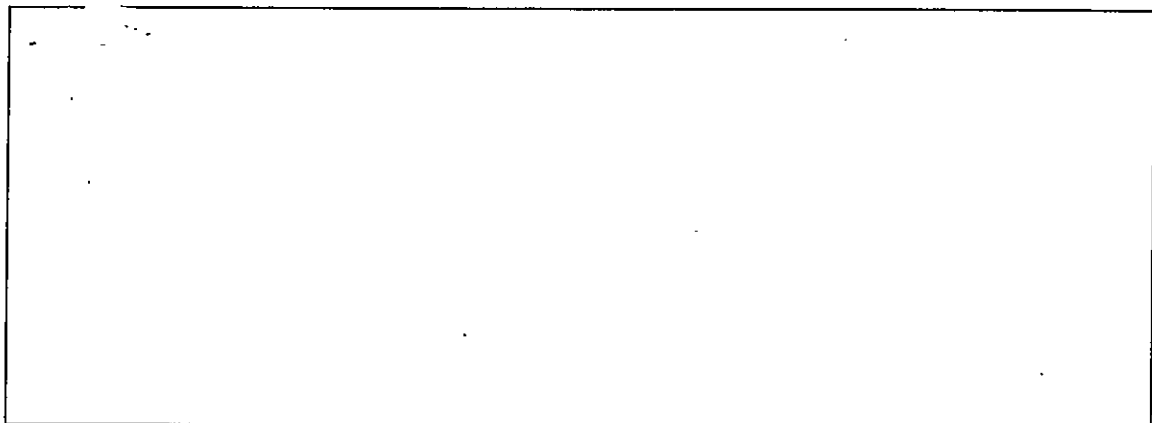
## 第2章 千葉県の特別支援教育の目指す姿

- 教員の資質向上、特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、県総合教育センターでは経験層や担当教員のニーズに応じて発達障害の理解や指導の実践力アップに関する様々な研修を実施しています。また特別支援学校が開催する研修会等を、近隣の小・中学校等の教員研修の機会として提供するなど、地域の教育資源の組み合わせ（スクールクラスター）の充実を目指した取組が進んでいます。
- また、千葉県の特別支援教育に係る課題について学校を指定して調査研究を行い、研究成果を本県の特別支援教育推進に役立てています。
- 特別支援教育推進体制の充実、特別支援学校の支援機能の充実、学校及び教員の専門性の維持など、様々な視点から、教員の適切な配置や人事交流に努めています。特に、学校種を超えた人事交流は、特別支援教育の理解を広げていく上で重要であることから、一層充実させていく必要があります。

県立特別支援学校における特別支援学校教員免許状の所有率の推移



小・中学校の特別支援学級担当教員数と特別支援学校教員免許状所有者の比較の推移



## 第2節 第1次計画の評価と今後の課題

### 1 第1次計画の評価

平成19年度に策定した千葉県特別支援教育推進基本計画の第1次計画は、6つのテーマと20の取組を掲げ、具体的な対応を進めてきました。計画策定以来の進展状況を踏まえ、以下のように評価しています。

## 第2章 千葉県の特例支援教育の目指す姿

### (1) テーマ1：早期の教育相談支援体制の整備

特別支援学校には、地域における特別支援教育のセンターとしての役割が位置付けられています。この9年間に、全ての特別支援学校が教育相談体制を整備するとともに、関係機関と連携した特色ある取組を進めています。

早期の相談・支援に関しては、市町村において就学前段階の個別の支援計画作成が少しずつ広がりました。千葉県教育委員会では、就学事務担当者の資質向上の研修の機会を設け、市町村が行う就学事務が円滑に進められるように支援してきました。

このように、早期の教育相談支援体制整備の取組は、着実に進展しました。

### (2) テーマ2：小・中学校における特別支援教育の整備・充実

校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーター指名が全ての学校種で100%になり、特別支援教育支援員の配置、通級による指導などの校内体制の充実も進みました。障害のある児童生徒への適切な支援をするために「個別の指導計画の作成」の有効性についての理解が進み、その作成率が伸びてきました。

特別支援教育充実のための体制整備は、校内だけでなく、外から学校を支える取組として、巡回指導やボランティア派遣も増えています。県としても「特別支援教育社会人ボランティア」を3カ年計画で育成し、各地域でボランティア活動を推進しました。

### (3) テーマ3：特別支援学校の新たな機能の構築

推進基本計画においては、児童生徒の増加による過密化や、長時間通学の解消を喫緊の課題に位置付け、小・中学校、高等学校の余裕教室等を活用した方策を講じてきましたが、依然として過密化の状況が続いていることから、平成23年3月に「県立特別支援学校整備計画（以下「整備計画」という。）を策定しました。また、教材教具の開発、医療的ケアの実施体制充実や、自閉症に対応した教育課程の研究にも取り組みました。

### (4) テーマ4：後期中等教育の充実と卒業後の自立支援

後期中等教育の充実に関する取組として、職業教育の研究指定、教員の企業実習、就労支援情報の共有化等を進めました。特に、特別支援学校高等部の生徒の就労に関しては、全県を学区とする特別支援学校（分校、分教室を含む）の開設が続き、実習先や就労先の開拓等について各特別支援学校が連携してこれに当たる必要が生じていたことから、就労支援ネットワークの構築と労働関係機関等との連携に取り組みました。

後期中等教育の充実では、高等学校段階における特別支援教育の推進も重要な取組です。高等学校でも校内委員会設置等が100%に達し体制整備が進みました。

### (5) テーマ5：卒業後の豊かな生活や生涯学習の支援

地域社会における障害者への関心・理解が進んだこともあり、社会教育施設で障害者対象の余暇活動が充実しています。

また、障害者が社会で広く活動の機会を得るには、地域社会の障害者理解が

## 第2章 千葉県の特別支援教育の目指す姿

必要であり、特別支援学校が、その物的・人的資源を地域に開放していくことは意義のあることから、障害理解講座など学校の特性を生かした取組を実施してきました。

### (6) テーマ6：学校と教員の専門性の維持向上

教員の専門性を高めるために、県総合教育センターでは様々な研修事業を展開し、特別支援教育の研修事業参加者が増加しました。また、専門性の向上を図る指標として、教員の特別支援学校教諭の免許状の保有率があります。千葉県の特別支援学校の保有率は、約80%で推移しています。

学校の専門性向上に関する取組として、特別支援学校が地域のセンターとしての役割を十分果たしていくために、各校1名以上の特別支援教育コーディネーターの配置を実現しました。異校種間の人事交流は計画的に進めており、学校教育全体の特別支援教育の推進に必要な取組として実施しています。

## 2 今後の課題

### (1) 相談・支援体制充実への対応

関係者・関係機関の支援ネットワークを一層強化させ、障害のある幼児児童生徒とその保護者に対する相談・支援体制を一層充実させていく必要があります。また個別の教育支援計画を十分活用し、きめ細かで、十分な情報提供と合意形成を図りながらの就学相談・就学事務を実践していくことが求められます。

### (2) 特別支援教育を受ける児童生徒数増加への対応

一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を実現するために、通級による指導の対象者数の増加、特別支援学級対象者数の増加、知的障害や肢体不自由の教育を行う特別支援学校における児童生徒数の増加については、障害の特性や一人一人の教育的ニーズに配慮した教育課程の工夫、施設設備面の改善等を図りながら、計画的に且つ停滞することなく対応していくことが必要です。

### (3) 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶことへの対応

障害のある者も障害のない者も、相互に尊重し理解しあう態度を発達段階に応じて涵養していくことは、わが国が目指す共生社会の実現に向けて極めて重要です。引き続き、交流及び共同学習を推進するとともに、地域で共に学ぶ取組の充実が必要です。

### (4) 一人一人の教育的ニーズに対する対応

インクルーシブ教育システムでは、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子どもが十分な教育を受け、最大限の力を発揮できるようにすることが大切です。そのため、柔軟で連続性のある多様な学びの場を用意することが必要です。

また、多様な教育的ニーズに対して、効果的な指導・支援を実現するため、外部人材の活用や、特別支援学校を含めた地域社会の様々な教育資源を積極的に活用していくことが求められます。

### (5) 様々な困難を抱える児童生徒への対応

安全な学校生活と充実した学習活動を支える医療的ケアについて、一層堅固な

## 第2章 千葉県の特別支援教育の目指す姿

実施体制を整えていくことが期待されます。また、これまで支援体制が必ずしも十分でなかった精神疾患、高次脳機能障害、行動障害などへの支援や、長期入院などの事情で十分な学習の機会が得にくい状況におかれている児童生徒への支援や、通学距離や社会自立に困難がある場合の支援など、きめ細かな指導と支援の仕組みを充実させていくことが必要です。

### (6) 特別支援学校の狭隘化や老朽化を含むなど適切な学習環境づくりへの対応

特別支援学校の児童生徒数は増加傾向が続いており、過密化の解消に向けた取組の継続が必要です。また、スクールバスの利用や施設設備等の充実など、障害のある児童生徒の重度・重複化、多様化に対応した教育環境を一層整備していくことが必要です。

なお、今後の特別支援教育を推進していく上で、東日本大震災で得られた様々な知見を踏まえ、障害のある幼児児童生徒の命と安全を守る防災教育についても、その内容を検討し教育に生かしていく必要があります。

### (7) 特別支援学校の多様な支援機能充実への対応

インクルーシブ教育システムの構築を目指し、特別支援教育の充実を図る上で特別支援学校が有する専門性を、地域の特別支援教育の推進・充実に向け、有用な教育資源として活用することが求められます。

障害のある児童生徒が必要な支援を地域で受けられるよう、市町村教育委員会と連携を図りながら特別支援学校の通級による指導をより受けやすくすることや、多様な障害種に総合的に対応できる特別支援学校の機能のネットワーク構築が必要です。

### (8) 障害のある児童生徒の自立と社会参加のための支援充実への対応

障害の重い生徒の卒業後の社会生活の充実に向け、教育、福祉、医療等の各分野の一層の連携を図るとともに、その連携を踏まえた在学中からの支援を強化していく必要があります。

また、障害のある児童生徒の、学校を離れた地域社会での生活についても目を向け、在学中から、様々な余暇活動や社会教育の利用も含めた生活の充実につながる取組の充実を図っていくことが大切です。

障害のある生徒の就労支援については、企業、関係機関、学校などが相互に連携を図るなかで培ってきた信頼を踏まえ、ネットワークの強化を図り、在学中の進路指導の充実、障害者雇用の理解推進、就労後の定着などに一層努めていくことが重要です。

### (9) 学校及び教員の特別支援教育に関する専門性向上への対応

特別支援学校教諭免許状の取得促進、教員の経験層別研修を始めとするセンター研修、職種に応じた研修、異校種間の計画的な人事交流など、特別支援教育に関する基礎的な知識技能を全ての教職員が身につけていくための取組は、引き続き必要です。

また、学校、福祉・医療・労働等の関係機関・施設、企業など、障害のある児童生徒の福祉に関わりあう個人・団体が連携し、相互に研修し合える取組も必要です。

## 第4節 基本的な考えと目指す姿

### 1 千葉県の特例支援教育の基本的な考え方

本県の特例支援教育は、「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」(第2期千葉県教育振興基本計画)の示されている「千葉県教育の目指す姿」の実現に向けた取組の一つとして推進します。

その推進にあたり、次の3点を本県特例支援教育の基本的考えとします。

#### 千葉県の特例支援教育推進の基本的考え

- 1 全ての幼児児童生徒が、価値ある存在、尊重される存在として認められることを目指します。
- 2 幼児児童生徒が、地域で共に学ぶ機会が得られる教育を目指します。
- 3 幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、その持てる力を最大限に発揮して学習できる教育を目指します。

### 2 千葉県の特例支援教育の目指す姿

千葉県の特例支援教育推進の基本的考えや、共生社会の実現に向けたわが国の特例支援教育推進の考え方を踏まえ、障害のある幼児児童生徒とその保護者への支援、学校、関係機関や地域社会の取組など、10年後の支援や取組の姿を次のように描きました。

#### (1) 教育相談や支援体制について

- 支援を必要としている障害のある幼児児童生徒本人やその家族に対して、必要な情報提供が行われるとともに、関係機関の密な連携が図られている。
- 就学及び進学段階の幼児児童生徒に必要な指導・支援の計画が十分に機能し、きめ細かな相談・支援が行われている。

#### (2) 連続性のある多様な学びの場について

- 地域社会で障害のある子どもたちへの理解が広がるとともに、障害のある子どもと無い子どもとが、地域で共に学ぶ機会が充実している。
- 一人一人の障害の特性や教育的ニーズに応じた、きめ細かに指導・支援が行われるとともに、適切な教育環境の整備が進んでいる。
- 高等学校における障害のある生徒への支援に必要な校内支援体制や、関係機関との連携の充実が進んでいる。
- 長期入院など様々な事情により十分な学習の機会が得にくい状況にある児童生徒等に対する遠隔教育や、障害の特性に応じたICT活用の取組が充実している。
- 特例支援学校において、多様な教育的ニーズに対応するための取組の充実が図

## 第2章 千葉県の特例支援教育の目指す姿

られるとともに、通級による指導を始めとする総合的な支援機能が充実している。

○医療的ケアを必要とする児童生徒の学習や学校生活を支える体制が一層充実するとともに、精神疾患を始めとする様々な困難を抱える児童生徒に対する支援が充実している。

### (3) 特別支援学校の整備と機能について

○特別支援学校の児童生徒数増加による施設設備の狭隘化が緩和されるとともに、障害の特性に応じた適切な教育環境が整っている。

○特別支援学校の教育部門と支援機能の再構築が進み、必要な支援を地域の学びの中で受けられる環境の整備が進んでいる。

### (4) 卒業後の豊かな生活に向けた支援について

○特別支援学校と企業や労働機関とのネットワークが強化され、一人一人のニーズに応じた就労支援や地域での生活を支えるための取組が充実している。

○障害のある人の職業自立できる力を育成するキャリアアップの取組が充実している。

○障害のある生徒の、卒業後の豊かな生活につながる学びの場や社会参加の方法について、在学中から支援する取組が進んでいる。

### (5) 教員の専門性向上について

○教員の特別支援学校教諭免許状の所有状況の維持・向上が図られている。

○特別支援教育に関する専門性向上のための研修・研究の取組が充実している。

○異校種間の人事交流が・計画的・効果的に行われ、小・中・高等学校における特別支援教育における校内支援体制等の充実が図られている。

## 第1節 取組の基本方針

平成18年に学校教育法が改正され特別支援教育が位置付けられて以来、特別支援教育は、次の3点をその理念としています。

- (1) 障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズを把握し適切且つ必要な指導・支援を行うものである。
- (2) 特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校で実施される。
- (3) 障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるもので、わが国の現在及び未来の社会で重要な意味を持つ。

本県の特別支援教育は、わが国の特別支援教育の理念と、前述した「本県の特別支援教育の基本的考え方」を踏まえて、その取組を推進していきます。

## 第2節 主な施策と取組

### 1 早期からの教育相談と支援体制の充実

《第2期千葉県教育振興基本計画》

5 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

(1) 早期からの教育相談と支援体制の充実

障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係者・関係機関の円滑な連携を確かなものとするネットワークの構築を図るとともに、その活用と支援体制の充実に努めます。

#### 【主な取組1 早期からの教育相談・支援体制の一層の充実】

特別支援学校において、医療、保健、福祉等の関係機関や民間団体、NPO等と協力しながら障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談や支援体制の充実に努めます。また、千葉県総合教育センター特別支援教育部や千葉県子どもと親のサポートセンターなどにおける相談の充実に努めます。

#### 【主な取組2 適切な就学の相談支援の充実】

幼稚園等において、支援が必要な就学前の幼児に対する「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成に関し、特別支援学校が協力を行うなど適切な就学の支援を行います。また、関係機関のネットワークを活用しながら、きめ細かな就学相談、就学事務に努めます。

〔実践1〕（取組1関連）

特別支援学校が作成する相談・支援のリーフレット等に、学校、医療、保健、福祉、労働の関係機関相互の連携状況やその効果を紹介します。県教育委員会が連携して相談・支援のための理解啓発活動を積極的に行ったりするなど、障害のある子どもとその保護者にとって、いつでも抵抗感なく安心して相談できる取組を行います。 ※関係機関の連携の分かる図があると効果的

また、総合教育センター等で行っているインターネットを活用した、県民のための相談サイトを充実させ、その後の相談支援につなげていきます。心配や悩みを打ち明けやすい環境づくりに努めます。

〔実践2〕（取組1関連）

総合教育センター等、特別支援学校、教育事務所、市町村教育委員会などの関係者による相談支援に関するネットワーク会議を障害種別に展開するとともに、ネットワーク会議の情報を、学校、医療、保健、福祉、労働の関係機関に必要な応じて発信し、多角的なアドバイスができるような相談支援体制の充実を図ります。 ※eye あいねっと、うさぎねっとがあり、他の障害種別も関係者による支援体制づくりが必要？

〔実践3〕（取組2関連）

教育委員会や特別支援学校が、啓発資料を作成したり、活用効果を周知したりして、就学前の療育機関において「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成及び活用を促進します。 ※市町村の連携協議会との連携・関係性は？

〔実践4〕（取組2関連）

就学相談や就学事務に携わる関係者間の研修や情報共有の機会を活用して特別支援学校が連携し、市町村教育委員会就学事務担当者、学校の特別支援教育コーディネーターなどによるきめ細やかな切れ目のない相談・支援の具現化を図ります。

## II 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

《第2期千葉県教育振興基本計画》

5 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

(2) 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するとともに、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など連続性のある多様な学びの場の環境整備と、一人一人の子どもがその力を発揮できる取組の充実を図ります。また、医療的ケアの必要な児童生徒が増加していることを踏まえ、特別支援学校の多様な支援機能の提供への期待に応えます。

### 【主な取組1 地域で共に学び育つ教育の推進】

特別支援学校と近隣の小・中学校等の幼児児童生徒との交流や共同学習を促進するとともに、地域の人々が障害のある子どもたちへの理解を深める啓発活動などの取組を一層進めていきます。



**【主な取組2 合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進】**

一人一人の障害特性と教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮と、その合理的配慮を実現していくための基礎となる教育環境の充実を図ります。

**【主な取組3 学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実】**

特別支援アドバイザーや特別支援教育支援員の配置による小・中学校や高等学校等への支援の充実を図るとともに、特別支援学校に専門性の高い外部人材を配置し、地域内の小・中学校等に対するセンター的機能の充実に取り組みます。

**【主な取組4 高等学校における特別支援教育の充実】**

高等学校における発達障害やその可能性のある生徒の職業的自立に向けたキャリア教育の充実についての実践研究を行い、関係機関、地域企業等との連携を強化するとともに、研究成果の教育課程への位置づけを図ります。

**【主な取組5 ICTを活用した教育の推進】**

障害のある児童生徒の情報活用能力を育成するため、教育用コンピュータの整備・更新を進めます。

また、学習効果を高める観点からICTを活用した遠隔教育について、指導方法の開発や教育効果等の調査研究を実施し、障害の特性に応じた指導の充実やICTを活用した教育の普及促進を図ります。

**【主な取組6 特別支援学校が有する多様な機能の活用】**

特別支援学校において、一人一人の障害の状態に適した教材教具を整備し、分かりやすい授業の推進を図るなど、在籍する幼児児童生徒に対する教育の充実を図ります。

また、通級による指導をはじめとした、特別支援学校の総合的な教育機能を充実させ、多様な教育的ニーズへの対応を推進します。

**【主な取組7 様々な困難をかかえる子どもへの支援の充実】**

特別支援学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒に対し、安全で確実な支援ができるよう、担当する教員及び特別非常勤講師（看護師）への研修の充実を図ります。

また、強度行動障害、精神疾患、高次脳機能障害、その他、様々な事情で学習や生活に著しい困難をかかえている児童生徒への適切な支援の充実を図ります。

#### 〔実践1〕（取組1関連）

共生社会の実現に向け、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学び、お互いを尊重し理解し合う気持ちを育てる機会となる交流及び共同学習が一層広がるよう、理解啓発のための参考資料の作成・活用を推進します。

#### 〔実践2〕（取組1関連）

交流及び共同学習のための理解啓発の方法、及び実践上の諸課題への対応策等について、県の研究指定校の取組の中で研究します。

#### 〔実践3〕（取組2関連）

障害のある、なしに関わらずどの児童生徒にとってもわかりやすく、学習への興味や意欲が向上し、教師の授業力向上につながるユニバーサルデザインの考え方を推進します。

そして、一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の実現を目指し、障害特性の理解促進を図るとともに、適切な指導・評価方法の実践が広がるよう、指導者のスキルアップにつながる参考資料の作成や、Web上の支援サイトの開設など、支援環境づくりを推進します。

#### 〔実践4〕（取組3関連）

特別支援教育支援員の配置と有効活用が進むよう、市町村教育委員会に対して配置の充実を働きかけるとともに、支援員の活用方法について情報提供を行います。また、小・中学校等が、特別支援学校が有する専門的な支援機能を効果的に活用できるよう、特別支援学校の利用ガイドを準備して周知に努めます。

特別支援教育に興味関心のある学生やシニア層を対象に、ボランティア人材バンクを開設し、障害理解を深め教育活動への参加を図ります。

#### 〔実践5〕（取組4関連）

障害のある生徒の職業的自立に向けたキャリア教育の充実や、教育課程編成の改善に向けて、実践研究のモデル校を設定し、その成果を県内の高等学校に周知し、高等学校における特別支援教育推進体制の一層の充実を図ります。

#### 〔実践6〕（取組5関連）

障害のある児童生徒の情報リテラシー（情報活用能力）を高められるよう、全ての県立特別支援学校にタブレット端末を含む教育用コンピュータの整備・更新を図ります。（障害者が利用しやすいアプリの導入）また、小学校・中学校等での合理的配慮としてICT活用が進むように実践事例や効果を発信します。

#### 〔実践7〕（取組5関連）

入院などの事情を抱える児童生徒が、インターネット上で授業を効果的に受けられる仕組みや教育課程の内容、指導と評価の方法等について、モデル校を指定して研究開発に取り組みます。又、併せて、遠隔教育の研究で得られる成果を踏まえ、特別支援学校と通信制高等学校との相互連携を推進します。

#### 〔実践8〕（取組6関連）

### 第3章 取組の方針と具体的な取組

様々な障害のある幼児児童生徒への指導・支援のために整備されてきた特別支援学校が有する教材・教具、わかる授業の実践事例等を積極的に紹介して、教員をサポートする体制づくりを推進します。

〔実践9〕（取組6関連）

特別支援学校が行う通級による指導の機能と支援域の拡大を図り、様々な教育的ニーズに応じた支援が地域で受けられるようにします。特に、これまで県中部に集中していた視覚障害、聴覚障害、病弱、肢体不自由の各障害に対する支援機能を県全域に分散するとともに、拠点となる特別支援学校が多様な障害種に対応する総合的な機能を有するようにします。

特別支援学級のモデル校を指定して、校内支援を行うことのできる、センターとしての特別支援学級の在り方について検討します。

OT、PT、ST等を特別支援学校に配置し、小中学校への支援に活用することでセンター的機能の充実を図ります。

〔実践10〕（取組7関連）

医療的ケアを必要とする児童生徒が、安心して学校で学ぶことができるよう、医療的ケアコーディネーター、養護教諭、看護師等による研修会の充実を図ります。また、指導的立場の看護師の導入を検討するとともに、修学旅行等において医療的ケアを必要とする児童生徒の安全確保のため、医師、看護師の同行体制の充実を図ります。

〔実践11〕（取組7関連）

県教育委員会の研究課題に取り上げ、適切な支援の在り方について整理するとともに、支援体制の充実に向け、必要な情報等を共有・検索できる体制づくりを進めます

## III 特別支援学校の整備と機能の充実

《第2期千葉県教育振興基本計画》

5 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

(3) 特別支援学校の整備と機能の充実

特別支援学校に通学を希望する児童生徒の急増により、特別支援学校の過密化の解消が喫緊の課題となっています。高等学校や、小・中学校の使用しなくなる校舎の活用も検討しながら、特別支援学校の新設や校舎の増築などにより過密化の解消を図っていきます。

【主な取組1 特別支援学校の計画的な整備】

過密化の状況、緊急性、児童生徒数の動向、通学の利便性向上などを踏まえ、「県立特別支援学校整備計画」により、計画的に整備を進めていきます。

### 第3章 取組の方針と具体的な取組

#### 【主な取組2 障害特性に応じた施設・環境の計画的な整備】

障害のある児童生徒等が、将来の自立や社会参加に向けて、適切な環境で学習することができるよう、障害特性に配慮した施設・設備、学習環境の計画的な整備に努めます。

#### 【主な取組3 特別支援学校が有する多様な機能の充実】

特別支援学校は、特別支援教育に関する地域のセンターとしての機能を果たしていく必要があります。地域からの相談への対応、支援ネットワークの構築、通級による指導や訪問教育など、多様な教育的ニーズに対応するための機能の充実に努めます。

#### 〔実践1〕（取組1関連）

次期県立特別支援学校整備計画を策定するとともに、その中で特別支援学校の新設も含めた整備をすすめ、過密化の解消やスクールバス乗車時間の一層の短縮を目指します。

#### 〔実践2〕（取組2関連）

特別支援学校では過密化による狭隘化とあわせ、施設設備の老朽化への対応が課題です。幼児児童生徒が安心して学べる施設設備の改善・充実に努めます。

（特別教室の復活、クールダウン用・個別指導用スペースの確保、更衣室（男・女）の確保、保健室の整備）

#### 〔実践3〕（取組3関連）

特別支援学校が有する専門性と様々な支援機能が、小・中学校や高等学校、更には地域の様々な機関や団体にあまり知られていない状況があります。

地域の教育資源として、特別支援学校が有する専門性や機能を積極的に周知していきます。

## IV 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

### 《第2期千葉県教育振興基本計画》

#### 5 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

##### (4) 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

障害のある生徒の学校卒業後の暮らしが豊かなものとなるよう、障害者就業・生活支援センターをはじめとする福祉や医療、労働関係機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実に努めます。

また、社会の産業構造等の変化等により、障害者雇用も製造業だけでなく、流通サービス分野への就労の機会が広がってきています。

このような状況を踏まえ、中学校や高等学校に在学している、障害のある生徒のキャリア教育の充実に努めるとともに、特別支援学校高等部の職業教育の充実に努めます。

【主な取組1 キャリア教育と職業教育の充実】

特別支援学校における職業教育の充実を目指し、様々な職業分野の専門家を外部人材として活用する取組の一層の充実を図ります。

また、特別支援学校の教員が企業等で行う職場体験を通じて、就労支援のための資質向上に努め、指導・支援の充実を図ります。

【主な取組2 障害のある生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの構築】

特別支援学校高等部や高等学校などの学校と、地域の企業や労働機関との、ネットワークの構築を一層進めるとともに、情報共有や研修の機会の積極的な活用により、障害のある生徒一人一人のニーズに応じた就労支援や、地域生活の充実に向けた取組を推進します。

【主な取組3 障害のある人の雇用とキャリアアップシステムの構築】

障害のある人を、県立学校における学校技能員、調理員の嘱託職員として雇用し、職業自立できる力を育成するとともに、雇用期間内で一般企業等への就労に向けたキャリアアップの推進に努めます。

また、この取組の成果を県内に発信することを通じて、市町村への普及を図ります。

〔実践1〕（取組1関連）

障害のある児童生徒が、豊かな体験活動をとおして実践的に学ぶことは、社会で自立し参加していく力の育成に効果的です。様々な分野の専門家を講師として雇用し、特別支援学校における外部人材の活用の充実を図ります。

〔実践2〕（取組1関連）

特別支援学校の教員が協力企業において実習を行い、障害のある児童生徒の就労に向けた指導力の向上に努めます。

〔実践3〕（取組2関連）

ハローワークの圏域に応じて、就労支援コーディネーターが配置された県立特別支援学校が中心となり、就労支援に関する情報を関係企業と共有し、障害のある生徒の就労支援の充実を図ります。

在学中に身につけた技能や学習してきた経験を個別の移行支援計画にまとめ、進路先に説明をすることにより、よりよい適応を図ることに努めます。

キャリア教育推進会議において、清掃検定やパソコン検定、接客検定などを行い、児童生徒が身につける技能を段階的に明らかにし、進路先に獲得している技能をわかりやすくします。

### 第3章 取組の方針と具体的な取組

#### 〔実践4〕（取組2関連）

特別支援学校と企業の連携を強化する取組（例：就労支援のための学校と企業のセミナーの開催等）を一層充実させます。

#### 〔実践5〕（取組2関連）

障害のある生徒の社会参加や就労支援について、これまで特別支援学校が培ってきた様々な情報や支援スキルについて、高等学校との合同研修会を開催する等して有効活用できるようにします。

#### 〔実践6〕（取組2関連）

障害のある方の社会生活が豊かなものとなるよう、様々な社会教育に係る機関や施設と特別支援学校が連携し、生涯学習に関する様々な情報を在学中から利活用できるようにします。

#### 〔実践7〕（取組3関連）

特別支援学校の卒業生等を県立学校の嘱託職員として雇用し、社会人として働き続けるために必要な力を身につけ企業等への就労につなげていきます。※

在学中から生徒一人一人について「保護者や学校、福祉サービス、病院、地域、相談支援員等の専門家チームを作り」の情報を共有します。

## V 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

《第2期千葉県教育振興基本計画》

5 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

(5) 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

多様な学びの場を実現していくために、全ての教員に特別支援教育に関する基礎的な知識・技能の向上が求められます。また、特別支援学校では特別支援教育のセンター的機能を発揮するための、教員の専門性が重要です。

このため、特別支援学校教諭免許状の取得や、特別支援教育に関する研修の充実を図ります。

#### 【主な取組1 特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進】

小・中学校及び高等学校の教員に対して、「特別支援学校教諭免許状」の取得を目的とした講習会の受講機会の拡大を図ります。

#### 【主な取組2 特別支援教育に関する研修の充実】

校長を含む全ての教員に対し、特別支援教育の意義や進め方、発達障害に関する基礎的事項について、理解と実践力を高めるための研修を実施します。また、医療的ケアを必要とする児童生徒や、行動障害や精神疾患など生活全般において困難を有する児童生徒に対する指導・支援の基本的な知識や支援の方法について理解を深めるなど、特別支援教育に関する教員の資質向上を図ります。

【主な取組3 異校種間の計画的な人事交流の推進】

小・中・高等学校の教員を計画的に特別支援学校に配置し、特別支援教育に関する基本的な知識や支援方法についての理解を深めることにより、小・中・高等学校における特別支援教育の中心的な担い手になるなど、異校種間の人事交流による効果を生かす取組を推進します。

〔実践1〕（取組1関連）

特別支援教育を推進していくためには、全ての教員が特別支援教育に関して基礎的な知識・技能を有することが必要です。教員を目指す学生の特別支援教育に関する内容を積極的に体験したり学んだりできるよう、大学等との連携を強化します。又、幼稚園、小・中学校、高等学校の教員の特別支援学校教諭免許状の取得を目的とした講習を受講する機会の拡大に努めます。

〔実践2〕（取組2関連）

教員の特別支援教育に関する知識・技能の向上を図るため、階層毎の悉皆研修において特別支援教育に関する学びの充実に努めます。

また、総合教育センター等が実施する特別支援教育に関する基礎研修、人材育成、専門性の向上等様々な現場のニーズに即した研修事業に参加できる機会の拡大に努めます。

さらに、特別支援学校が開催する様々な研修会や研究会に、他校種の教職員が参加し学べる取組を推進し、教員の専門性向上に努めます。

〔実践3〕（取組2関連）

異校種間の教員の異動を積極的に行い、小・中・高等学校等の教員に特別支援学校経験者を増やし小・中・高等学校等における特別支援教育の校内支援体制の充実に努めます。

特別支援の3年経験者から5年経験者を小中学校の特別支援学級等に短期人事交流を行い経験を広げるとともに、小中学校の特別支援学級での指導の質の向上を図ります。

〔実践4〕（取組2？関連）

特別支援学校が企画する研修会に、関係団体と共催の研修会・シンポジウムなど、ともに学び合う機会となる企画を推奨し、相互に研修し合える場の充実に努めます。

特別支援学校に指導教諭を配置し、専門的指導力の優れた教諭から教職員が、指導を受けることのできる体制整備を図ります。また、研修体制を見直し、教育相談の初級、中級、上級研修のように、教員がキャリアアップできるように障害種別の専門性を明らかにし、段階的に学ぶことのできるシステムを構築します。

## 第1節 計画推進体制

この計画は、「第2期千葉県教育振興基本計画（新 みんなで取り組む「教育立県ちば」プラン）」に掲げた施策、「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」を、具体的に行動していくための計画です。

従って、計画の推進に当たっては、教育関係機関はもとより、福祉、労働、保健、医療などの関係機関や企業などとの密接な連携・協力を図りながら、横断てき、総合的に取り組んでいきます。

## 第2節 進行管理

この計画は、千葉県の特別支援教育に関して、平成31年までの4年間を目安に実施していく取組の方向性をまとめたものです。

具体的な進め方については、施策毎に4年間の推進計画（工程表）を策定し、年度毎に実施していきます。

## 第3節 点検評価

点検評価は、施策毎の進行管理に基づき、年度毎に進行管理票を作成し評価するとともに、千葉県特別支援教育研究推進会議（本部会、専門部会）において、年度毎に進捗状況を確認します。

点検評価の結果は、千葉県特別支援教育研究推進会議の議事録として公表するとともに、4年後の平成31年度に総括します。



計画策定までの経緯

パブリックコメントや関係機関等の主な意見

関係法令、関連条例、関係報告、関係施作等の抜粋

策定にかかわった方々、根拠要綱等

# 用語解説

◆の用語は、この「中間評価と今後の取組について」の冊子の中に記載があるものです。

◇の用語は、「千葉県特別支援教育推進基本計画」の中に記載があるものです。

[あ行]

## ◆アセスメント

「実態把握」や「教育評価」の意味で使用される。

## ◆異校種

学校教育法第1条に示された幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のそれぞれの違いをさす言葉として使われる。例えば「異校種間連携」という言葉で、小学校と中学校間の連携に用いられる。

## ◆医療的ケア

看護師が配置されている特別支援学校において、教育課程のもとで行う日常的・応急の手当てのこと。具体的には、①咽頭より手前の吸引、②咳や嘔吐・喘鳴等の問題のない児童生徒等で、留置されている管からの注入による経管栄養、③自己導尿の補助、④その他、医師の指示で認められている範囲のもの。

## ◆WISC-III (ウィスク・サード)

→心理検査の項を参照

## ◆ST

→言語聴覚士の項を参照

## ◇ADHD

→注意欠陥多動性障害の項を参照

## ◇NPO

民間非営利活動団体。広義には、市民団体、ボランティア活動の推進団体、公益法人の一部を指すが、これらの活動を行う団体に法人格を与えるために制定された特定非営利法人法に基づき、所轄庁の認証を受けた法人をさす場合が多い。

## ◇LD

→学習障害の項を参照

## ◆OT

→作業療法士の項を参照

[か行]

## ◆概念形成

個々の事物・事象に共通する性質を抽象し、まとめ上げることで生活体内に作られる内的表現を一般に「概念」という。その概念を作り出す過程を概念形成という。例えば、「バス」「くるま」「船」「飛行機」「自転車」などの個々の概念を「のりもの」という概念にまとめ上げていく過程を概念形成という。

## ◆ガイドヘルプ

## 関係資料

視覚障害者に付き添って歩行の介助や誘導をする活動のこと。その活動を行う人をガイドヘルパーという。

### ◆輝け！ちば元気プラン

県民の「暮らし満足度日本一」を基本理念として、千葉県の10年後の目指す姿と、これを実現するため3年間で取り組む政策・施策を総合的・体系的にまとめた県政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画。

### ◆学習指導要領

学校教育法施行規則に基づき、教育課程の基準として文部科学大臣が告示するもの。

### ◇学習障害

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

### ◆学校開放講座

千葉県では、学校の物的資源（施設、設備、教材・教具）や人的資源を地域住民の生涯学習の機会に資するため、あるいは学校と地域との連携・交流を深める機会に資するため学校開放を積極的に進めている。

### ◆学校間交流

障害のある子どもが地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きる上で、障害のない子どもとの交流及び共同学習を通して相互理解を図ることが極めて重要である。

交流及び共同学習は、障害のある子どもにとって有意義であるばかりではなく、小・中学校等の子どもたちや地域の人たちが、障害のある子どもとその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会となっている。特に、この「中間評価と今後の推進について」の中では、小・中学校や高等学校と特別支援学校との交流を指している

### ◆過密化

→県立特別支援学校整備計画の項を参照

### ◇CAS（キャス）

→千葉県発達障害者支援センターの項を参照

### ◆キャリア教育

文部科学省の「小学校・中学校・高等学校キャリア教育推進の手引き」（平成18年）の中で、キャリア教育の意義について、『生きる力』を育成するという基本的な考えに立ちつつ、学校教育に求められているのは、『学ぶこと』と『働くこと』を関係付けながら、子どもたちに『生きること』の尊さを実感させる教育であり、社会的自立・職業的自立に向けた教育である（以下省略）。」と説明されている。

### ◆教育事務所

千葉県教育委員会の行政組織には「教育庁」（本庁）と「教育機関」とがあり、教育事務所は本庁の事務の一部を分掌している。教育事務所は県内に5か所ある。

（葛南教育事務所、東葛飾教育事務所、北総教育事務所、東上総教育事務所、南房総教育事務所）

◆居住地校交流

特別支援学校に籍を置く児童生徒等が、居住地のある小・中学校等において行う交流及び共同学習を「居住地校交流」と呼び表している。

◇グループホーム

病気や障害などで生活に困難を抱えた人たちが、専門スタッフ等の援助を受けながら、小人数で、一般の住宅で生活する社会的介護の形態のことである。そこでは、地域社会に溶け込むように生活することが理想とされる。

現在、厚生労働省では障害のある人の福祉施設での生活から地域生活への移行を推進していくため、国土交通省と連携してグループホームやケアホームなどの整備促進を図っている。

◆K-A B C (ケー・エービーシー)

→心理検査の項を参照

◆言語獲得

一般的には、人が特定の言語を使用できるようになることをいう。特に、幼児期に行われる第一言語獲得のことをさしている。障害のある幼児児童においては、言語の受容から表出に至る過程のいずれかに困難を有する場合があります。語彙を増やしていくことや話し言葉や書き言葉として使用することが停滞しやすくなる。そうした語彙を増やし、言葉を使うことを広げていく学習過程を「言語獲得」とよび表している。

◆言語聴覚士

言語聴覚士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う専門医療従事者。

◆県立特別支援学校整備計画

千葉県の特別支援学校における児童生徒数の著しい増加と、それに伴う教室不足や施設の狭隘化の解消を図るため、平成23年3月に策定した計画。

◆後期中等教育

日本では、学校教育を学習する年齢の段階に応じて「初等教育」「中等教育」「高等教育」の3段階に分けている。中等教育を前期と後期に分け、後期中等教育では、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程が相当する。

◇高機能自閉症

高機能自閉症とは、3歳くらいまでに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

◆校内体制

各学校が特別支援教育を推進するために、学校内に整備する組織体制やその取組を指す。具体的には、①特別支援教育コーディネーターの指名、②特別支援教育に関する校内関係者による校内委員会の設置、③個別の指導計画を作成したり、保護者や関係機関との連携を図ったり、研修体制を整えたりすること等の取組が円滑に進められるような組織体制を

## 関係資料

構築することが必要。

### ◆交流及び共同学習

小・中学校等と特別支援学校、小・中学校の通常の学級と特別支援学級、学校と地域の人たちの間で行うなど障害のある子どもと障害のない子どもと、あるいは地域の人々が活動を共にすることを指す。相互のふれあいを通じて人間性を育む「交流の側面」と、教科等のねらいの達成を意図した「共同学習の側面」があるが、一体的に捉えることが重要である。

交流及び共同学習は、平成16年に障害者基本法の中で推進が規定されるとともに、新学習指導要領においても明確に位置づけられている。

### ◆子どもと親のサポートセンター

千葉県の教育相談施設の1つ。千葉県子どもと親のサポートセンターでは、子ども（幼児・小・中・高校生など）・保護者・教職員等から、いじめや不登校など子どもたちに関わる相談を、電話・来所・Eメール・FAXにて受けている。

### ◆個別移行支援計画

卒業後への移行の時期に作られる個別の教育支援計画のこと。

### ◆個別の教育支援計画

「個別の支援計画」の1つで、他機関との連携を図るための長期的な視点に立った教育計画。一人一人の障害のある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成。作成に当たっては関係機関との連携が必要。

また、保護者の参画や意見等を聞くことなどが求められる。将来の社会自立を見据えた立場から教育目標等を設定するとともに、障害者本人を支援する地域社会のネットワーク等も記載され、的確な教育支援を行うために活用される。

### ◆個別の指導計画

指導を行うための細かな計画をいう。幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

### ◆コミュニケーション手段

聴覚障害教育においては、日常のコミュニケーションの機会が言語獲得の機会そのものであるという捉え方から、コミュニケーションを取るための方法で、かつ言語獲得につながる方法を、特にコミュニケーション手段としている。具体的には、音声（話し言葉）、文字（書き言葉）、手指サインを活用する方法（キュード・スピーチ）、手話などである。

### ◆コンテンツ

中身、目次の意味。

[さ行]

### ◆作業療法士

理学療法士及び作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。医師の指示の下に、身体又は精神障害のある人に、手芸工芸、その他の作業を行わせ、主としてその作業能力や社会適応能力の回復を図ることを業務内容とする専門医療従事者。

### ◆支援部／相談部

## 関係資料

特別支援学校には地域におけるセンターとしての役割を果たしていくことが期待されており、教育相談や研修支援などの業務を推進していく必要がある。各特別支援学校では、これらの役割を果たしていくため、校内の分掌組織に「地域支援」や「教育相談」の事務に専ら対応する部署を設けている。それらの分掌は「支援部」とか「相談部」と呼び表されている場合が多い。

### ◆支援員

→特別支援教育支援員の項を参照

### ◆悉皆研修

千葉県では、教員の資質及び専門性の向上を図ることを目的に多くの研修の機会を設定している。特に、初任者、5年又は10年経験者など、主要な階層ごとに研修の場を設定し、その年度（階層）に該当する職員は原則受講を必須のものとしており、そうした研修を悉皆研修と呼んでいる。

### ◆児童生徒の増加

→県立特別支援学校整備計画の項を参照

### ◆社会人ボランティア

特別支援教育に関する専門性を有する社会人をボランティアとして養成し、必要な学校に派遣したり、市町村教育委員会に人材として紹介したりするなどの事業を行った。

平成20年度から22年度まで実施されており、199人が社会人ボランティアとして養成・登録された。

### ◆就学前

義務教育に就学する前の段階。

### ◆巡回相談員

国の特別支援教育総合推進事業の委託を受けた都道府県教育委員会が、発達障害を含む障害に関する専門的知識・経験を有する者を巡回相談員として委嘱。

巡回相談員は、推進地域内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を定期的に巡回し、当該学校の教員等に、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する指導内容・方法に関する助言等を行う。

### ◆巡回による指導

通級による指導の一形態。通級指導担当者が兼務発令などを受けることで、本務となる学校以外の学校を巡回し、そこで通級による指導を行うこと。

### ◆就労支援ネットワーク

千葉県では特別支援学校の進路指導、特に就労支援に関して、特別支援学校及び就労に関係する諸機関との連携を強化・充実させていくために、就労支援ネットワークの構築を図っている。特に特別支援学校が、就職先の開拓を効率的に行うために、情報の共有と有効活用を図るためのネットワークを構築して、その実現を目指すものである。

### ◇就労移行支援事業

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業。

### ◆就労支援コーディネーター

千葉県が進める就労支援ネットワーク構築の取組の中で、県立特別支援学校において

## 関係資料

指名される就労に関するコーディネーター。学校の進路指導主事等と協力して実習先の開拓や就労に関する情報について、関係校との連絡調整役を担う。平成24年度現在で県立特別支援学校の中で18校に19名の特別支援教育コーディネーターを指名している。

### ◆就労支援ガイドライン

正しくは「千葉県立特別支援学校就労支援ネットワークに関するガイドライン」。特別支援学校が有する就労に関する情報の共有化と有効活用を図るために策定されたもの。①就労支援ネットワークの構築と機能 ②就労支援コーディネーター連絡協議会 ③就労支援コーディネーターの任命/役割 ④関係会議の開催と連携 ⑤実習・就労に関する事務等の内容で構成されている。

### ◆障害者基本法

昭和45年に、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関して、基本的理念や国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定め、障害者の自立と福祉の増進を目的として制定された法律。

### ◆障害者就労支援基盤整備事業

国の障害者雇用対策の1つとして進められている事業。具体的には、特別支援学校等の生徒及びその保護者を対象に、一般雇用や雇用支援施策に関する理解の促進を図るセミナー（就労支援セミナーを実施したり、ハローワークと特別支援学校が連携したりして、職場実習の機会確保を図ること）などがある。

### ◇障害者就業・生活支援センター

障害者雇用促進法に基づく施設。就業を希望する障害のある人に対して、就職するための相談支援や生活支援を一体的に実施する。

### ◇ジョブコーチ

障害のある人が実際に働く職場において、障害のある人、事業主、障害のある人の家族に対して、職場定着に向けたきめ細やかな人的支援を行う者。

### ◇自立活動

特別支援学校の学習指導要領に定められた一領域。個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害に基づく学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために、必要な知識、技能、態度、及び習慣を養い、心身の調和的発達のための基盤を培うことを目的としている。

### ◆人材バンク

専門性を有する人材（マンパワー）の確保を目的に、今後の計画推進の中で人材リストを作成し、人材を必要としている学校が容易に人材の情報が入手できるようにすることを旨とする。

### ◆心理検査

教育相談機関や学校等において実施される心理検査の多くは、知能検査や発達検査に類するものである。障害のある幼児児童生徒に実施されることが多い心理検査には、WISC-Ⅲ、K-ABCなどがある。WISC-Ⅲは、全体的知能水準に加え、言語性、動作性という個人内差で知能構造を明らかにする。K-ABCは、子どもの知的能力を、認知処理過程と知識・技能の習得度の両面から評価し、得意な認知処理様式を見つけ、それを子どもの指導・教育に生かすことを目的としている。

◆センター的機能

文部科学省は、特別支援学校に期待されるセンター的機能を以下のように例示している。

- ①小・中学校等の教員への支援機能
- ②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

◆専門家チーム

各市町村教育委員会が、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する組織で、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家における研修会への派遣や、市町村教育委員会からの要請に基づく派遣などに対応している。

◆ソーシャルスキル

一般的には、社会生活を営むのに必要な社会的な適応力をいう。特に障害のある児童生徒の場合、自他との関わりや社会との関わりの中で、自己形成、対人関係、社会的適応について困難となることが多いことから、適応力を高めるための様々なスキルの指導が実践されている。

◆増加対策

→県立特別支援学校整備計画の項を参照

[た行]

◆第4次千葉県障害者計画

障害のある人が一番暮らしやすい県を目指し、千葉県における障害のある人に対する総合的な支援施策をまとめたもので、平成21年1月に策定された。

◇千葉県発達障害者支援センター

発達障害者支援法に規定された業務を行う機関をさす。主な業務として、発達障害の早期発見、発達障害者及びその家族に対する相談や助言、就労の支援等を行う。千葉県には現在「千葉県発達障害者支援センター（CAS）」がある。

◇千葉県障害者就業キャリアセンター

就労を目指す障害者に対し、職業生活を円滑に進める上で必要な職場の基本的なルール、作業遂行能力、基本的な労働習慣等を体得するための支援を行う。

◇注意欠陥多動性障害

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障を来たすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

◆通級指導教室

小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、障害の応じた特別の指導や教科学習の補充的指導を、



## 関係資料

特別の指導の場で行う教育形態。平成5年から実施されている。

### ◇チーム・ティーチング

指導体制の1つとして、複数の教員が協力して指導にあたる場合をいう。具体的には、指導計画の立案、教材・教具の作成、計画にそった指導、評価などを協力体制で行う。

### ◆特殊学級

→特別支援学級の項を参照

### ◆特別支援アドバイザー

千葉県が、小・中学校等に在学する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の指導・支援に関して、助言・援助を行うことを目的に配置されている特別支援教育に専門性を有する非常勤職員。

### ◆特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援を更に充実していくこととなっている。

### ◆特別支援教育コーディネーター

学校内の教職員全体の特別支援教育に対する理解のもとに、小・中学校又は特別支援学校と関係機関との連携協力体制の整備を図る役割を担う者。具体的な役割として、小・中学校の特別支援教育コーディネーターは、①学校内の関係者や関係機関との連絡調整、②保護者に対する学校の窓口として機能することが期待されている。特別支援学校の特別支援教育コーディネーターには、これら①及び②の機能と併せて、③小・中学校等への支援、④地域内の特別支援教育の核として関係機関との連携をより密接にしていこうことなど、地域支援の機能が加わっている。

### ◆特別支援教育支援員

小・中学校等の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒の、食事、排泄、移動等、学校における日常生活の介助や、学習支援や安全確保などの学習活動上のサポートを行う。国の地方財政措置により、各市町村において配置が進められている。

### ◆特別支援教育総合推進事業

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、就学指導コーディネーターによる就学指導・就学相談、外部専門家による巡回指導、学生支援員の活用などを実施する等、各自治体が進める特別支援教育推進に係る取組を総合的に支えていく事業。具体的には、国が様々な事業を都道府県に委託する形で進められている。

### ◇特別支援学級

学校教育法の規定により、特別な教育課程を行うことを目的に、小・中学校等に設置される学級。

### ◇特別支援学校

従来 of 盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えて一本化したもの。視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に対して、小・中学校等に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な

## 関係資料

知識技能を授けることを目的としている。

### ◇特別支援教室（仮称）

通常の学級に在籍した上で、障害の特性に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導を、必要な時間のみ、特別な場で教育や指導を行う形態。

### ◆特例子会社

親会社が、障害のある人が働きやすいよう、就業規則や設備環境に特別の配慮をして設立した子会社。障害者雇用促進法では、障害者雇用義務を個々の事業主ごとに課しているが、「障害者雇用のために特別の配慮をしている」と公共職業安定所長から認定を受けた場合、障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度において、特例的に子会社は親会社の同一事業所としてみなされる。

## [な行]

### ◇認定こども園

幼稚園や保育所等において、0歳児から就学前の子ども全てを対象に、保育と教育の一体的な提供や、地域の子育て支援を行う機能をもつ施設で、都道府県が認定したもの。認定されると、幼稚園であれば子どもを預かる時間が8時間まで延長でき、保育所であれば就労を問わず入所できる。

### ◆認定就学者

平成14年の文部科学省初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒の就学について」の中で、以下のように規定されている。

盲者(強度の弱視者を含む。)、聾者(強度の難聴者を含む。)、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)で学校教育法施行令第22条の3に規定する盲学校、聾学校又は養護学校に就学させるべき障害の程度(以下「就学基準」という。)の児童生徒については、市町村の教育委員会が障害の状態に照らして、小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者(以下「認定就学者」という。)(以下省略)。

## [は行]

### ◆発達障害

発達障害とは、発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

### ◆パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く国民・事業者等から意見や情報を提出してもらう機会を設け、行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの。

### ◆バリアフリー

高齢者や障害のある人の歩行、住宅などの出入りを妨げる物理的な障害がなく、動きやすい環境をいう。今日では物理的な障壁を取り除くだけでなく、制度的、心理的、

## 関係資料

情報等、障害のある人を取り巻く生活全般に関連している障壁（バリア）を取り除く（フリー）ことをいう。

### ◆ヒヤリハット

重大な災害や事故には至らないものの、事故となってもおかしくない一歩手前の事例の発見をいう。ミスにヒヤリとしたり、ハッとしたりすることから、ヒヤリハットという。

### ◆PT

→理学療法士の項を参照

### ◆フレッシュ・サポート事業

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への支援の充実を目的に、千葉県が平成19年度から実施している事業。協力する大学と連携し、幼稚園、小・中学校、高等学校から要請があった場合に、登録してある学生ボランティアを派遣するもの。

### ◆ポテンシャル

一般的には、潜在的な能力、可能性のある能力と訳される。

## [ま行]

### ◇マザーズホーム

発達の遅れや障害のある子どもに対して、健全な育成を図るための親子の通園施設。いろいろな遊びや規則正しい生活を繰り返すことで、保護者とともに子どもたちの心と体を育てることを目的としている。

### ◆みんなで取り組み「教育立県ちば」プラン

日本をリードする教育県を目指し、子どもたちが郷土を愛し、真の国際人として活躍できる「教育立県ちば」の実現に向けて、策定した千葉県教育振興基本計画。「ふれる」、「かかわる」、そして「つながる」というキーワードのもと、3つのプロジェクト（夢チャレンジプログラム、元気プロジェクト、チームスピリットプロジェクト）と14の施策からなり、特別支援教育の推進については、元気プロジェクトの施策6として大きく位置付けられている。

## [ら行]

### ◆ライフサポートファイル

障害のある子どもとその家族が、成長に応じて適切な支援を継続的に受けられるように、支援の記録や関係機関との連携状況を記録したファイル。自治体（市町村）により名称も様々である。平成23年度現在で、県内54市町村のおよそ半分が、作成・活用を進めている。

### ◇ライフステージ

人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期などに区切った、それぞれの段階。

### ◆理学療法士

理学療法士及び作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。医師の指示の下に、身体又は障害のある人に、基本的動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持及び予防のため、運動療法や物理療法（温熱、電気治療等）を用いて、日常

## 関係資料

生活が送れるように支援する医学的リハビリテーションの専門職をいう。

### ◆療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害のある幼児・児童及びその家族、障害に関して心配のある方等を対象として、障害の早期発見・早期治療又は訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

### ◆臨床心理士

財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する民間資格。臨床心理学を学問的基盤に、心の問題の援助・解決・研究に貢献する専門家として認定する資格。